

平成30年度 福祉サービス第三者評価 調査結果報告書

アスク北谷保育園

契約日	平成 30 年	12 月	3 日
		5	
職員報告会	平成 31 年	3 月	5 日

平成31年3月5日
特定非営利活動法人
介護と福祉の調査機関おきなわ

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

平成 30 年度

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

契約日	平成30年12月 3日
確定日	平成31年 3月 5日

②事業者情報

名 称：	アスク北谷保育園	種 別：	保育所
代表者氏名：	弥吉 未紀	定員 (利用室数)：	60 名
所 在 地：	〒904-0102 沖縄県中頭郡北谷町伊平203番地	TEL	098-926-1000

③総評

◇特に評価の高い点

1、子どもの健康管理が適切に行われている。

子どもの健康管理については、専任の看護師が配置され、健康管理に関するマニュアルや年間の保健計画が策定されている。それにもとづいて受け入れ時に健康チェックをし、年2回の健康診断や歯科検診の実施、その結果が集計分析され、課題は職員会議で報告して各担任へ周知し、指導の必要な子どもは直接保護者と話している。看護師が年に2回、3・4歳児を対象に歯磨きや手洗い、うがいの指導を行っている。保護者に対しては、健康に関する方針や取り組みを毎月の「ほけんだより」で伝え、重要事項説明書で服薬や感染症の取り扱い、アレルギーについて説明している。

2、安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取り組みが行われている。

リスクマネジメントに関する責任者が配置され、事故対応マニュアルを整備している。東京本部の安全対策課より1日2回、定期的にアクシデント事例が届けられ、職員にもタイムリーに閲覧させ注意喚起を促している。職員会議において事例をもとに検討会議を実施し、本園においてのリスク要因や発生防止策の取り組みを行っている。災害時における子どもの安全確保の取り組みとして、災害時のマニュアルが整備され、重要事項説明書で対応方法や避難場所、発生時の伝言方法として伝言サービス「117」の利用等が説明され、子どもの安否確認として「緊急時引き渡票」を提出させている。災害や地震、津波不審者等を想定した訓練が毎月実施され、年2回消防署の指導で総合訓練が実施されている。

3、家庭との緊密な連携及び利用者の満足の向上に努めている。

子どもの生活を充実させるための家庭との連携については、連絡帳や連絡ノートを使用し、送迎時は伝言票で伝達している。保護者に確認すべき事項や子どもの発達状況、体調や保育の様子など個別に伝えるべき情報は、伝言票を使って遅番の保育士が伝えている。施設の行事については、法人の方針で保護者が毎月参加できるように設定され、親子遠足や運動会、発表会、保育参観等に加え、年2回実施する保育参観や個人面談の他、給食試食会、親子制作等となっている。行事参加後は保護者からアンケートを徴し、「運動会は子ども主体のプログラムを増やしてほしい」や「発表会は舞台を造って見やすいようにしてほしい」等の意見があり、今年度は改善して利用者の満足の向上に努めている。

◇改善を求められる点

1. 中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定、及び中・長期計画を踏まえた単年度事業計画の策定が望まれる。

中・長期的な計画は平成29～33年度までの5か年間の計画が策定され、具体的な事業内容となっている。中・長期的な計画は理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にし、組織体制や設備の整備、人材育成等に関する具体的な計画と計画に伴う収支計画の作成が望まれる。さらに、中・長期計画を踏まえた単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定し、実施状況の評価が行える内容での作成が望まれる。

2. 地域との交流、地域貢献が求められる。

地域との関わり方の基本的な考え方はマニュアルに明示されている。夏祭りには、子どもたちが神輿を担いで地域を回り、ハロウィンでは、近隣の高齢施設や郵便局、役場等を訪問している。地域への働きかけとして、地域行事への積極的な参加や施設が有している専門性や特性を活かし、地域の保護者や子どもなどの生活に役立つ講演会や研修会の開催、子育て相談事業等の地域への貢献活動が求められる。

3. 子どものプライバシー保護等に配慮した福祉サービスの実施が望まれる。

排せつや着替え等、子どもの日常生活に配慮したプライバシー保護に関するマニュアルを策定するとともに、職員に対して策定したマニュアルを周知徹底して、全クラスにおける排せつや着替えの場面等でプライバシー保護への配慮が望まれる。また、マニュアルにもとづいてプライバシー保護が実施されているかを確認する仕組みの構築が求められる。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回の第三者評価の調査を終えて、まだまだ行き届かない部分が多々あると、課題が多く見えてきた。これからのより良い保育園作りを目指すためにも、中・長期的なビジョンを明確にしていかなければならないと感じた。また、保護者の皆さまから頂いたご意見を見直し少しずつ改善していきたい。皆さまから頂いた温かいお言葉に職員一同励まされ、より一層「子ども達の為に出来る事は何か？」と見直すきっかけとなった。更に職員一人ひとりの質向上をめざすと共に、保育の質も上げ、地域の皆様からも愛される保育園作りを目指したい。

⑤各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価 保育所版 評価結果

項 目		評価結果
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている		
1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
判断基準	a 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
	b 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されていない。	
着眼点	<input type="radio"/> ア 理念、基本方針が文書(事業計画等の法人(保育所)内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	
	<input type="radio"/> イ 理念は、法人(保育所)が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人(保育所)の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	<input type="radio"/> ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	<input type="radio"/> エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	<input type="radio"/> オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
	<input type="radio"/> カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
	<input type="radio"/> キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。(保育所)	
コメント	<p>理念、基本方針の明文化と周知については、理念は法人の目指す方向や考え方が読み取れ、入園のご案内(パンフレット)や重要事項説明書に掲載されている。運営方針は職員の行動規範として、約束、しるべ、ころざし、宣誓「私たちは、子どもの笑顔のために」の4項目を設定して職員が理解しやすい具体的な内容となっている。理念等は玄関に掲示するとともに職員に配布して周知している。今年度は、保護者への周知方法について園内研修が実施されている。</p> <p>職員や保護者等への周知について、毎年継続的な取り組み、及び理念は法人のホームページの求人情報で公開しているが、アスク北谷保育園のトップページでの公開も望まれる。</p>	
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
判断基準	a 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
着眼点	<input type="radio"/> ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	
	<input type="radio"/> イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	<input type="radio"/> ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	<input type="radio"/> エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	
コメント	<p>事業経営をとりまく環境と経営状況の的確な把握・分析の実施については、社会福祉事業全体の動向は、法人の保育所園長会等で把握している。保育のコスト分析や保育利用率等の分析は、東京本部が実施し、今年度の12月から2カ月に1回メールで月次報告されるようになった。</p> <p>地域の福祉計画については、北谷町の担当部署や福祉計画策定委員会等との連携による保育所が位置する地域の特徴の把握が望まれる。さらに、経営状況の把握・分析については、施設を直接管理運営している園長も関わることを望まれる。</p>	

項 目		評価結果
3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
着眼点	○ ア	経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
	○ イ	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
	○ ウ	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
	○ エ	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
コメント	<p>経営課題を明確にした具体的な取り組みとして、経営環境や職員体制、財務状況の分析に基づいて、定員を弾力運用している。課題としては、屋上の遮光ネットや園庭へのスピーカー設置、水道水の硬度対策として軟水器等の設置、英会話や体育教師の要請等、財政上の具体的な課題や問題点を明らかにしている。経営状況や改善課題については、園長から東京本部の保育事業部長に上げて課題を共有し、職員に対しては月1回開催する職員会議で進捗状況を伝え、周知している。</p> <p>経営課題の取り組みは、東京本部で実施されているが、施設を直接管理運営する園長も関わることを望まれる。</p>	
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
判断基準	a	経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
	b	経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない。
	c	経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
着眼点	○ ア	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
	○ イ	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
	○ ウ	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
	○ エ	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
コメント	<p>中・長期的なビジョンを明確にした計画の策定については、平成32年度までの3年間の中期計画が策定されており、理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にした具体的な内容となっている。</p> <p>中・長期計画は、組織体制や設備の整備、人材育成等に関して実施状況の評価が行えるような具体的な内容とするとともに、計画に伴う収支計画の作成、及び必要に応じた計画の見直しが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
着眼点	ア	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	
	イ	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	ウ	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
	エ	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
コメント	中・長期計画を踏まえた単年度の計画の策定について、中・長期計画の今年度の計画は、保育の質の向上として第三者評価の受審や園目標の周知、実習生の受け入れ、災害対策等となっている。提示された単年度の事業計画に、中・長期計画の具体的な事業内容を反映させ、数値目標や具体的な成果を設定する等により、実施状況の評価が行えるようにすることが望まれる。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。	
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。	
着眼点	ア	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
	イ	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
	ウ	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	エ	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
	オ	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	
コメント	事業計画の策定と職員への周知について、中・長期計画の今年度の計画は年度初めに園長と主任で作成している。職員への周知は、月1回の職員会議や週1回のリーダー会議で説明されている。事業計画は、職員等の参画のもとで策定し、定められた時期と手順にもとづいた実施状況の把握と評価、及び評価結果に基づく見直しが望まれる。		
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	
着眼点	ア	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
	イ	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	
	ウ	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	エ	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	
コメント	事業計画の保護者等への周知について、行事と訓練(引き取り、災害、消防)については、年度始めの入園説明会や個人面談で説明し、毎月の園だよりのメール配信や掲示、登降園時の声かけ等を実施して伝えている。事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成し、保護者等が理解しやすいような工夫、及び保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫が望まれる。		

項 目		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
判断基準	a	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
	b	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
	c	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
着眼点	○ ア	組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
	○ イ	保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。
	○ ウ	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
	○ エ	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。
コメント	保育の質の向上に向けた組織的な取り組みについては、年間と月間、週の指導計画の作成と評価・見直しを実施され、園長と主任が決裁する体制が整備されている。保育内容についての保育士による自己評価、及び保育業務については年2回、賞与査定に合わせて実施している。保育所全体の自己評価の実施が望まれる。	
9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
	b	評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
	c	評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
着眼点	○ ア	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
	○ イ	職員間で課題の共有化が図られている。
	○ ウ	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
	○ エ	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
	○ オ	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。
コメント	評価結果にもとづく保育所として取組むべき課題を明確にした改善策の実施については、評価結果と課題を各指導計画に明示し、職員間で共有されている。評価結果にもとづいた改善は、次の計画に目標やねらいとして見直しを行っている。改善の実施状況の評価結果にもとづき、必要に応じて改善計画の見直しが望まれる。	

項 目		評価結果	
II 組織の運営管理			
II-1 管理者の責任とリーダーシップ			
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
着眼点	○ ア	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
	○ イ	施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。	
	○ ウ	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
	○ エ	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
コメント		園長の役割と責任の職員への表明について、園長は年度初めの職員会議で経営・管理に関する方針と取り組みについて説明し、毎月、園だよりを発行している。園長の役割と責任については、職員事務分担表に明記され、職員に対しては年度初めの職員会議や園内研修において表明している。園長や主任の人事異動があった場合は、年度始めの職員体制について掲示してお知らせしている。園長不在時の権限委任については、主任保育士が代行することが職員事務分担表に明記されている。	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
着眼点	○ ア	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
	○ イ	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	○ ウ	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	○ エ	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
コメント		遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みについて、東京本部にコンプライアンス委員会を設置し、代表取締役社長がコンプライアンス統括責任者となっており、契約等に関する取引業務は本部が行っている。園長は東京本部で実施する園長会に出席し、コンプライアンス研修等を受講し、職員会議で報告して周知している。就業規則等は職員がいつでも見ることが出来る場所に置いている。法人として、パワーハラスメントや「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント及びセクシャルハラスメントの防止」に関する規程を作成し、「ハラスメント撲滅宣言」を行っている。環境への配慮等も含む幅広い分野の遵守すべき法令についての更なる取り組みが望まれる。	

項 目		評価結果
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
判断基準	a	施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
着眼点	○ ア	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
	○ イ	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
	○ ウ	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
	○ エ	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
	○ オ	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。
コメント	<p>保育の質の向上に向けた取り組みへの指導力の発揮について、園長は保育日誌や週案、月案をチェックして日案に反映させ、日誌の書き方等を個別に指導している。園長は課題について職員会議の議題として取り上げ、英会話や体育の指導者の配置、屋上の遮光ネットの設置、軟水器等の備品の充実を東京本部に要請している。個人面談でも職員の意見を聞き、パソコンの増設を要求している。屋上の非常階段の扉を修繕して、施設周辺の清掃ができるようになった。今年度、「園目標の保護者への周知方法について」の園内研修を実施し、職員を経験年数別に3グループに分け、グループ討議で検討し発表させている。外部研修は、法人の新卒研修や階層別研修、自由選択研修等を職員に受講させている。</p> <p>保育の質の向上について、活動への更なる積極的な参画が望まれる。</p>	
13	② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
着眼点	○ ア	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
	○ イ	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
	○ ウ	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
	○ エ	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
コメント	<p>経営の改善や業務の実効性を高める取り組みへの指導力の発揮について、人事と財務は東京本部で取り組んでおり、労務については園長が担当している。職員の希望を聞いてシフトを組み、産休や育休明けの職員には就業規則に沿って時短で受け入れる体制があり、年休が取りやすい等、職員の働きやすい環境整備に取り組んでいる。園だよりやクラスだより、給食、保健、献立等の各便りをメール配信し、保護者はIDとパスワードでスマホでも受信できるようにし、希望者には印刷して配布している。園長は、職員との個人面談を実施し、職員から「日々の記録がパソコン2台では足りない」との要望があり、本部にパソコン増を要請し、「試験的に1台増やしてみよう」という段階まで進んでいる。</p> <p>経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織として取り組む体制の構築が望まれる。</p>	

項 目		評価結果
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
判断基準	a	保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
	b	保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
	c	保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
着眼点	○ ア	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
	イ	保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
	ウ	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
	○ エ	法人(保育所)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。
コメント	<p>福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画の確立と取り組みについては、東京本部で「保育士人材育成ビジョン」が作成されている。その中に経験年数別（1年目、2年目、3年目、4年目以上）と階層別（リーダー候補、主任、園長）にそれぞれのねらいが明記され、更に、安全、保育力、保護者対応、社会性・協調性のカテゴリ別に目標と方法・内容が定められている。採用活動は、本部がホームページで募集しており、職員のツテも利用し、今年度、職員が知人に呼びかけて2人が採用されている。</p> <p>法人の福祉人材の育成に向けた仕組みについて、「保育士人材育成ビジョン」の活用を職員に対して周知することが望まれる。</p>	
15	② 総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
	c	総合的な人事管理を実施していない。
着眼点	○ ア	法人(保育所)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
	イ	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。
	○ ウ	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
	○ エ	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
	オ	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
	○ カ	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。
コメント	<p>総合的な人事管理については、「期待する職員像」を明確にしている。職員は、目標を設定し、目標に沿って自己評価し、キャリアパスの研修を受講している。年2回、面談を実施して園長またはエリアマネージャーの評価結果にもとづいて賞与に反映させる仕組みがある。職員の自己評価は園長評価の後、東京本部に提出されている。</p> <p>採用や配置、異動については、東京本部で実施しているが、昇進・昇格等に関する基準の設定、及び園長の役職要件の明記が望まれる。職員の自己評価の集計・分析、及び職員の意見等にもとづく改善策の検討が望まれる。</p>	

項 目		評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
着眼点	○ ア	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	○ イ	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	○ ウ	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	○ エ	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
	○ オ	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	○ カ	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	キ	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
	○ ク	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
コメント	<p>職員の就業状況や意向の把握と働きやすい職場づくりについて、労務管理の責任者は園長で、有給休暇の取得状況や時間外労働のデータは出勤簿に集計・分析欄を設けて管理している。職員は毎月希望休の取得が認められており、資格取得のための休みが認められている。ストレスチェックを実施し、年1回は職員検診を実施して結果は園長が把握している。インフルエンザ予防接種費用の補助もしている。新人職員には6か月間先輩職員がチューターとして指導し、悩み相談にも応じている。園長や主任、法人のエリアマネージャーが職員の悩み相談に対応している。法人の福利厚生として退職金制度の規程を整備し、連携リゾートホテルの利用券が使える、勤務3年以上の職員は海外研修に申し込むことができる。食事会の補助が年1回あり、管理職以外はその他に年5回の補助がある。残業も少なく、産休・育休あけの職員はクラスリーダー以外に配置し、就業規則に沿って時短等の配慮がある。</p> <p>福祉人材や人員体制に関する具体的な計画を作成し、改善策を反映させる取り組みが望まれる。</p>	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
着眼点	○ ア	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
	○ イ	個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
	○ ウ	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
	○ エ	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
	○ オ	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。
コメント	<p>職員一人ひとりの育成に向けた取り組みについては、年2回、半年の目標期限で個人目標を設定させ、自己評価をさせている。その後、園長と2回目はスーパーバイザー又はエリアマネージャーが評価を実施し、園長との面談の中で職員は個人目標の振り返りを行っている。</p> <p>職員一人ひとりの育成に向け、目標達成にむけた更なる取り組みが望まれる。</p>	

項目		評価結果
18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判断基準	a	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
	b	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
	c	保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
着眼点	○ ア	保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
	○ イ	現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
	ウ	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
	エ	定期的に計画の評価と見直しを行っている。
	オ	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。
コメント	<p>教育・研修に関する基本方針や計画の策定と教育・研修の実施については、「保育士人材育成ビジョン」に、経験年数別と階層別のねらいとして期待する職員像が、目標として専門技術等が明示されている。研修は、東京本部から随時送られてくる法人内研修や外部研修を受講し、今年度は園内研修も実施している。外部研修受講者には交通費を支給し、研修レポートを提出することで業務の一環として位置づけている。保育所内でテレビ電話を利用した「ガッコ」による研修も定期的実施している。</p> <p>提示された資料は、研修実施記録一覧であった。研修計画として、期待する職員像達成のため、職員の個別目標や自己評価の集計・分析に基づき、年度始めに施設として求められる項目に沿って1年間の研修内容と実施時期を定めた研修計画を作成し、研修内容やカリキュラムの定期的な評価・見直しによる研修の充実が望まれる。</p>	
19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
着眼点	○ ア	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
	○ イ	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
	○ ウ	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
	○ エ	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
	○ オ	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。
コメント	<p>職員一人ひとりの教育・研修の機会の確保について、個別の職員の知識や技術水準、専門資格の取得状況については、採用時の履歴書は東京本部が保管している。本部で「保育士人材育成ビジョン」が作成され、経験年数別や階層別の研修が実施され、保育士や栄養士、看護師等は職種別研修も受講している。チューター制度があり、新任職員には先輩職員が6ヶ月の間1対1でサポートし、チューターは毎月園長に報告書を提出して新人教育の成果は把握されている。月1回は施設外でチューターが新任職員の悩みや相談を聴く場があり、その費用を補助している。外部研修の情報は、職員会議で提供し、全員が研修に参加できるよう配慮して園長が個別に声かけしている。</p> <p>保育所が目指す保育を実施するための「期待する職員像」の実現のため、職員一人ひとりが設定した目標達成に向けて「保育士人材育成ビジョン」等を研修計画に位置付けて参加できる配慮が望まれる。</p>	

項目		評価結果
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。 a
判断基準	a	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
	b	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しているが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
	c	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
着眼点	○ ア	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
	○ イ	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
	○ ウ	専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
	○ エ	指導者に対する研修を実施している。
	○ オ	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
コメント	<p>実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についての体制整備と取り組みについては、マニュアルとして「実習生受け入れガイドライン」を整備し、実習生等の育成に関する基本姿勢を明文化している。保育士育成のプログラムが用意され、実習の総括は園長と主任とし、実習指導はクラス責任者が担当し、県内外の保育士育成専門学校等から実習生を受け入れている。園長は、「対人援助の視点と職業倫理」等の研修を受け、指導職員は、「チューター研修」を受講し、園長から実習生受け入れの説明を受けている。実習プログラムは、実習内容について学校側と連携して整備し、実習期間中に学校担当者の訪問を受け連携して実施している。</p> <p>実習生等の受け入れについて、更なる取り組みに期待したい。</p>	
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 b
判断基準	a	保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
	b	保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
	c	保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
着眼点	ア	ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
	○ イ	保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
	ウ	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
	エ	法人(保育所)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(保育所)の存在意義や役割を明確にするように努めている。
	オ	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
コメント	<p>運営の透明性を確保するための情報公開については、苦情・相談体制が玄関ホールに掲示され、ホームページに保育内容を掲載するとともにパンフレットを町役場に置いている。東京本部ホームページの求人情報には、運営理念が公開されている。</p> <p>運営の透明性の確保に向けては、ホームページを活用し、アスク北谷保育園の事業計画や事業報告、予算や決算情報の公開と苦情発生時の対応の公表の他、保育所で行っている活動を説明した広報紙等を地域へ配布することが望まれる。</p>	

項目		評価結果
22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
判断基準	a 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
着眼点	○ ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。	
	○ イ 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	○ ウ 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。	
	○ エ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	○ オ 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。	
	○ カ 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
コメント	<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営の取り組みについては、「経理規程」にもとづいて事務・経理・取引は、東京本部で取り組み、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員に周知されている。施設における経理事務は、園長が担当し、毎月2回、小口現金の取り扱い状況を本部の会計責任者に報告するとともに毎月、法人担当者による会計と保育内容に関する内部監査を受けている。東京本部の財務に関しては、会計事務所が入り、毎年、税理士法人による外部監査を実施し、幹事監査会に報告されている。</p> <p>今年度12月より、施設において会計の月次報告がメールで受信できるようになり職員に周知しているが、外部監査等による指摘事項があった場合は、施設毎の運営上の課題や改善点を明示して共有し、改善することが望まれる。</p>	
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
判断基準	a 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
着眼点	○ ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	○ イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	
	○ ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	○ エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	
	○ オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
コメント	<p>子どもと地域との交流を広げるための取り組みについては、基本的な考え方として運営方針や業務マニュアルに明示している。玄関ホールには、施設周辺を3コースに表示したお散歩マップや教育委員会広報等が掲示されている。周辺には、高齢者施設や役場、保育専門学校や商業施設等があり、子どもたちは、日常的に散歩をしながら地域の人と挨拶を交わしている。町役場での鯉のぼり掲揚式には毎年、子どもたちが参加し、ハロウィンでは介護事業所や郵便局、役場等を訪問し交流している。</p> <p>発達が気になる子どもと保護者には、町の巡回相談や育ちの支援センターと連携した支援が行われているが、個別的状況に配慮しつつ子どもが地域の行事や活動に参加できるよう、更なる支援体制の整備が望まれる。</p>	

項目		評価結果
24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
着眼点	○ ア	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
	イ	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
	○ ウ	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
	○ エ	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
	○ オ	学校教育への協力を行っている。
コメント	<p>ボランティアの受け入れについては、マニュアルとして「ボランティア（職場体験）受け入れガイドライン」を整備し、ボランティア（職場体験）受け入れに関する基本姿勢を明文化するとともに受け入れの体制を確立している。近隣の保育専門学校生によるレク活動や就業内定者のボランティア活動を受け入れている。ボランティアの対応窓口は園長で受け入れ時は、オリエンテーションを実施し、ボランティアから誓約書を徴している。</p> <p>「ボランティア（職場体験）ガイドライン」に地域の学校教育等への協力について基本姿勢の追記が望まれる。</p>	
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
判断基準	a	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
	b	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
	c	子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
着眼点	○ ア	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
	○ イ	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
	ウ	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
	エ	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
	オ	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
	カ	家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。(保育所)
コメント	<p>保育所として必要な社会資源の明確化と関係機関との連携については、地域の小学校や役場、保健所やアレルギー対応病院等の電話一覧表やポスターを職員室に掲示し、職員間で共有できるようにしている。発達が気になる子どもについては、定期的に町の巡回相談や育ちの支援センターと連携している。町子ども家庭課職員からは、虐待等が疑われる子どもの発見時の連絡依頼がある他、児童相談所からの子どもの状態確認の問い合わせ等に協力している。</p> <p>地域の関係機関・団体の共通の問題に対して解決に向けた協働の取り組みと要保護児童対策地域協議会（要対協）等への参画が望まれる。</p> <p>着眼点オは、地域に関係機関があるので調査対象外である。</p>	

項目		評価結果
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	c
判断基準	a	保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。
	b	保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。
	c	保育所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。
着眼点	ア	保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。
	イ	保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。
	ウ	保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。
	エ	災害時の地域における役割等について確認がなされている。
	オ	多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。
コメント	<p>保育所が有する機能の地域還元については、施設行事として夏祭りには、子どもたちが神輿を担いで地域を回り、ハロウィンでは、近隣の高齢施設や郵便局、役場等を訪問している。開設から間もないこともあり、地域に向けた活動は、今後の課題としている。</p> <p>保育所が有する機能としての施設の開放や子育て相談支援事業等を通して地域への還元が望まれる。</p>	
27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これにもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
	b	地域の具体的な福祉ニーズを把握しているが、これにもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
	c	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を行っていない。
着眼点	ア	保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。
	イ	民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
	ウ	地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。
	エ	関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
	オ	把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
カ	把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
コメント	<p>地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動については、町役場や育ちの支援センターと連携を図っているが、地域の具体的な福祉ニーズの把握は、今後の課題としている。民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催や関係機関・団体との連携にもとづき、地域の福祉ニーズの把握に努め、社会福祉施設としての保育所の機能の地域還元に向けた活動の実施が望まれる。</p>	

項 目		評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	①	子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。 b
判断基準	a	子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
着眼点	○ ア	理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○ イ	子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	ウ	子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。
	○ エ	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
	○ オ	子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
	○ カ	子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。(保育所)
	○ キ	性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。(保育所)
	○ ク	子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。(保育所)
コメント	<p>子どもを尊重した保育の共通理解を持つための取り組みについては、運営理念や運営方針に子どもを尊重した基本姿勢を明示するとともに運営規程でも子どもの処遇として平等の原則を明示している。子どもの尊重や基本的人権への配慮については、職員の行動規範(運営方針)等、新入社員研修で学ぶとともに現任職員も「個別支援の対応」等、法人の研修に参加して理解を深めている。業務マニュアルの「園児への言葉、対応について」にもとづいて「人格や権利を否定する言葉がけはしない」や「クッション言葉」等、事例を上げながら園内研修も実施されている。毎月、職員会議で各クラスの子どもの尊重する姿勢について確認すると共に年2回、職員の自己評価を実施している。子どもが互いを尊重する心を育てる取り組みは、集団遊びでルールを伝えるとともに異年齢保育が実施されている。子どもの名簿は、月齢順にし、男女での色分けもなく、性差への固定的な対応をしないよう配慮している。外国籍の保護者の子育てについては、相手の文化を尊重しながら子どもを主体とした保育として対応されている。</p> <p>保育の標準的な実施方法(マニュアル)に子どもを尊重した保育に関する基本姿勢の明示が望まれる。</p>	

項目		評価結果	
29	②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b
判断基準	a	子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が行われている。	
	b	子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーと権利擁護に配慮した保育が十分ではない。	
	c	子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
着眼点	ア	子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	イ	子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	ウ	子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。	
	エ	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	
	オ	子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。	
	カ	規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。	
	キ	不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。	
コメント	<p>子どもの権利擁護については、「虐待対応マニュアル」が整備され、保護者には重要事項説明書で「虐待防止」について説明している。運営規程には、職員による不適切な事案が発生した場合の「虐待防止のための措置」が明示されている。家庭での子どもの権利侵害発見に向けては、登園時に子どもの状態を視診している。子どものプライバシー保護については、子どもの写真等の肖像権については、保護者の同意を得て使用している。</p> <p>施設において、3歳以上児は、ドア付きのトイレを使用する事になっているが、仕切りやドアのない2歳児用トイレの使用や窓のカーテンと入口ドアが開いた状態で着替えを行う場面が見受けられ、配慮が望まれる。排泄や着替え等、子どもの日常生活に配慮したプライバシー保護マニュアルの作成、及び虐待対応マニュアルへの職員による不適切な対応の追記、職員へのプライバシー保護や権利擁護等の研修の実施が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
判断基準	a	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。	
着眼点	ア	理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	
	イ	保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
	ウ	保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	
	エ	見学等の希望に対応している。	
	オ	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
コメント	<p>利用希望者に対する保育所選択に必要な情報の提供については、保育内容や一日の流れ等を紹介したパンフレットを作成し、多くの人が入手できるよう町役場に置くとともにホームページでも公開している。見学希望者には主に園長が対応し、パンフレットを配布して、英語のレッスンや運動遊びの場面、屋上の利用状況等を案内している。</p> <p>パンフレットは、東京本部で毎年見直ししているが、利用定員の記載に一部、見落としもあり、改善が望まれるとともに保護者からの、相談・苦情・意見の対応窓口が東京本部のみ掲載されており、町の担当窓口や沖縄県運営適正化委員会とアスク北谷保育園の追記が望まれる。</p>		

項 目		評価結果
31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
判断基準	a	保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
	b	保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
	c	保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
着眼点	○ ア	保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
	○ イ	保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
	○ ウ	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
	○ エ	保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
	○ オ	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
コメント	<p>保育の開始・変更時の保護者等へのわかりやすい説明については、入園のしおりと重要事項説明書にもとづいて実施している。説明用の資料には、「運営理念」や「園目標」、「保育内容」や「持ち物」等について絵や図を使用して、わかりやすく作成されている。説明にあたっては、保護者と読み合せを行い、理解しにくい内容は、繰り返しや表現を変えて説明するなど工夫して対応している。</p> <p>説明後は、保護者から文書による同意を得ているが、説明者の記入欄の追記、及び特に配慮が必要な保護者への説明についてのルール化が望まれる。</p>	
32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
	b	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
	c	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
着眼点	○ ア	保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
	○ イ	保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
	○ ウ	保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
コメント	<p>保育所等の変更にあって保育の継続性に配慮した対応については、マニュアルとして「退園・休園・その他の変更時の対応」が整備され、法人内のアスク他園に転園する場合は、児童票等を引き継ぐための「引き継ぎ確認書」が用意されている。変更等の窓口は、園長や担当職員が対応することになっている。</p> <p>保育所の変更にあっては、子どもの保育が適切に継続できるよう、法人外の保育所も含めた引き継ぎ対応マニュアルへの追加、及び退所後の相談方法や担当職員を明示した文書の作成と保護者への交付が望まれる。</p>	

項 目		評価結果
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
着眼点	○ ア 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。(保育所)	
	○ イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。(保育所)	
	○ ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。(保育所)	
	○ エ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。(保育所)	
	○ オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。(保育所)	
	○ カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。(保育所)	
コメント	利用者満足の上昇を目的とする仕組みについては、一日の保育を振り返り、子どもの表情や反応等、日々の保育を通して子どもの満足度を把握している。保護者からは、連絡帳や送迎時の会話の他、意見箱の設置や年2回の個別面談等で聞いて把握に努めている。毎月、保護者が参加する行事を計画し、参加後は保護者アンケートを実施するとともに、全職員で反省会をして行事の振り返りを行っている。アンケートの集計分析は主任が行い、園長や主任が参加する行事担当者会議で報告し、次年度に活かせるようにしている。保護者から、「発表会は年齢に分かれ、2部開催になっていて良かった」の評価や「発表会では、舞台がなく保護者席から見づらかった」の声があり、今年の発表会では、舞台を設けて観覧しやすいように改善している。	
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
判断基準	a 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	
	b 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c 苦情解決の仕組みが確立していない。	
着眼点	○ ア 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	
	○ イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	
	○ ウ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	○ エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
	○ オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	
	○ カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	
	○ キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
コメント	苦情解決の仕組みについては、苦情解決責任者を園長、受付担当者を主任とし、第三者委員が2名選任され、体制が整備されている。玄関ホールには、相談・苦情対応窓口を紹介する文書が掲示され、アスク北谷保育園以外に東京本部、町役場、第三者委員の連絡先を明示している。掲示物の横には、意見箱を設置して筆記用具を備え付け、第三者委員への連絡方法を説明した文書も掲示されている。保護者へ配布する重要事項説明書には、「相談・苦情・意見」の窓口として東京本部やアスク北谷保育園、第三者委員の連絡先を明示し、説明されている。 今年度、保護者からの苦情が1件、匿名で東京本部へ寄せられ、本部より報告を受けているが、アスク北谷保育園での対応記録の作成、及び公表等の取り組みが望まれる。	

項 目			評価結果
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
着眼点	○ ア	保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○ イ	保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○ ウ	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント	<p>保護者が相談や意見を述べやすい環境の整備と周知については、玄関ホールに意見箱を設置し、苦情・相談窓口を紹介した文書が掲示されている。保護者に配布する重要事項説明書には、苦情・相談窓口として東京本部やアスク北谷保育園、第三者委員名と連絡先を記載している。入園のしおりでは、「子育て相談」の対応を紹介し、相談室が設置されている。試食会開催時は、事前に保護者から栄養に関する相談内容を受け付け、その回答を記録して保護者に配布している。年2回開催する個別面談時の育児相談の記録も整備している。</p> <p>相談室において、栄養士や看護師を交えて保護者と子どもの発育と育児方法について個別に相談に応じた事例があるが、相談記録は作成されていない、については、相談・苦情対応記録様式の整備、及び記録の作成が望まれる。</p>		
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、組織的かつ迅速に対応していない。	
	c	保護者からの相談や意見の把握、対応が十分ではない。	
着眼点	○ ア	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○ イ	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
	○ ウ	職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○ エ	意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○ オ	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○ カ	意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
コメント	<p>保護者からの相談や意見に対する組織的かつ迅速な対応については、苦情対応マニュアルを整備し、定期的に東京本部で見直されている。保護者からの相談や意見は、連絡帳や送迎時の会話を通して把握し、把握した内容については、「気になる子どもの支援方法や離乳食の移行時期」等について、クラスや職員会議で共有し、検討して対応している。玄関ホールには意見箱を設置し、保護者ニーズの把握に努めている。行事開催後は、保護者アンケートを実施し、昨年の運動会のアンケートで「子どもを中心としたプログラムにして欲しい」との声に、今年は、かけっこ等子どもの種目を増やして開催している。</p> <p>保護者からの相談や意見に対して、更なる組織的かつ迅速な対応が望まれる。</p>		

項 目		評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
着眼点	○ ア	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	○ イ	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
	○ ウ	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
	○ エ	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○ オ	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	○ カ	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント		安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制については、毎週木曜日に園長を中心としたリーダー会や毎月の職員会議の中で、日々の運営などに関するリスクマネジメントについて話し合っている。事故発生時の対応は、「アクシデント発生時の緊急連絡フロー」の手順で対応することになっており、職員も周知している。事例収集については、東京本部の安全対策課より1日2回定期的にアクシデント事例が届けられ、職員にもタイムリーに閲覧させ注意喚起を促している。職員会議において事例をもとに検討会議を実施し、本園においてのリスク要因や発生防止策の取り組みを行っている。東京本部において定期的に保育におけるリスクマネジメントなどの研修が実施され、園長や主任が受講し、職員会議などで伝達研修を行っている。事故防止や安全確保などの実施状況については、毎月の職員会議などで話し合わせ、評価・見直しを行っている。
38	②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
	c	感染症の予防策が講じられていない。
着眼点	○ ア	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
	○ イ	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
	○ ウ	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
	○ エ	感染症の予防策が適切に講じられている。
	○ オ	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。
	○ カ	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
	○ キ	保護者への情報提供が適切になされている。(保育所)
コメント		感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制については、職務分担表において看護師の職務内容として位置づけられ、感染症対策の管理体制が整備されている。保育園衛生マニュアルや感染症・食中毒対応マニュアルに手指洗浄などの予防策が記載されている。9月から専任の看護師が配置され、職員向け研修や手洗い指導などが行われるとともに、保育室やトイレなどもマニュアルに沿って掃除が行われ予防策が適切に講じられている。手足口病などの感染症が発生した際は、職員間で情報を共有するとともに、玄関の掲示板などで保護者への情報提供も随時行われ、マニュアルに沿って速やかに対応した結果、二次感染のない保育がされている。感染症などの対応マニュアルは、各保育園からの意見をもとに東京本部において随時に見直され、本部から定期的に「保健だより」が送られ、保護者へ情報提供している。

項 目		評価結果
39	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
判断基準	a 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	
	b 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
着眼点	○ ア 災害時の対応体制が決められている。	
	イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。	
	○ ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	○ エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	
	○ オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	
コメント	<p>災害時における子どもの安全確保のための取り組みについては、保育園地震・防災ガイドラインが作成され対応体制が決められている。ガイドラインに子どもや保護者、及び職員の安否確認の方法が記載され、重要事項説明書に緊急時・非常災害時の対策の記載もあり、職員に周知されている。備蓄品として、ミルクやビスケット、非常食安心セットなどのリストが作成され、栄養士が管理している。保育室には避難時リュック（電灯やラジオなど）や靴、防災頭巾も準備されている。消防計画が作成され、毎月避難訓練を実施し、年1回は消防署の参加による避難訓練や保護者の協力を得て、園児の引き渡し訓練を実施している。また、町主催の地震・津波避難訓練に参加するなど行政との連携を図っている。</p> <p>地震・津波などの災害の影響を把握し、建物・設備など保育を継続するために必要な対策を講じることが期待される。</p>	
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され、保育が提供されている。	b
判断基準	a 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。	
	b 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。	
	c 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
着眼点	○ ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	
	イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	
	○ ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
	エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	
	○ オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。（保育所）	
コメント	<p>保育についての標準的な実施方法の文書化については、東京本部が策定した保育園業務マニュアルを活用している。保育園業務マニュアルは、職員会議で読み合わせして周知し、日々の保育を実践している。子どもの個性を把握し、日々の状況などに応じて週案を変更するなどして柔軟に対応していることが記録されている。</p> <p>標準的な実施方法には、プライバシー保護に関する姿勢の記載とともに、標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みの構築が望まれる。</p>	

項目		評価結果
41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
判断基準	a 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
着眼点	○ ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	
	○ イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。	
	○ ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。	
	○ エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	
コメント	<p>標準的な実施方法について見直しをする仕組みの確立については、東京本部において手順が定められ、保育園業務マニュアルの「マニュアル改定・計画の見直し時期について」に沿って、毎年10月から見直しが行われ、必要に応じて年度末に改定されている。保育園業務マニュアルは平成17年9月に制定され、現在は第10版(平成29年4月)を重ねている。マニュアルの見直しについては、園長は法人の担当マネージャーに意見や提案を行い、その内容をもとに東京本部が見直しを行う仕組みとなっている。</p> <p>職員は、「沖縄の夏は暑いのでシャワールームの設置や沐浴なども保育に取り入れてほしい」と、マニュアルの見直しを要望しているが、全国一律のマニュアルであることから、今のところ反映には至っていない。見直しにあたり、地域性への配慮や指導計画と保育園業務マニュアルへの連動、及びマニュアルは常に職員が確認できるよう各職員への配布が望まれる。</p>	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
判断基準	a アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c アセスメントにもとづく指導計画を策定するための体制が確立していない。	
着眼点	○ ア 指導計画策定の責任者を設置している。	
	○ イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
	○ ウ ささまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	
	○ エ 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。(保育所)	
	○ オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。(保育所)	
	○ カ 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	
	○ キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。(保育所)	
	○ ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。	
コメント	<p>アセスメントにもとづく指導計画の策定については、指導計画は各担当が作成し主任が確認した後、最終的に園長の決済を得る手順となっている。東京本部の定めた様式をもとに、指導票は計画に合わせて作成し、発達記録は毎月チェックしている。通常は各担当職員がアセスメントを実施しているが、協議の必要性があると思われる子どもについては、職員会議の中で検討しアドバイスをもとに作成している。東京本部の様式名「保育の内容に関する全体的な計画」をもとに園長が作成し、月間及び週案計画などが作成されている。保護者とは年2回、個別面談を実施し、子どもの苦手な食べ物などに関する要望を聞き取るなどして、指導計画に反映し保育に活かしている。また、計画作成にあたり各担当職員で作成したり、職員会議で話し合ったりしている。必要に応じて日頃から連携している「育ちの支援センターいっぽ」の職員を交えて話し合っている。指導計画の評価・見直しを行う仕組みが構築され、保育実践に関する内容が記載され、PDCAサイクルで機能している。1歳前後の特徴である「かみつき行為」などの保育に課題がある場合は、職員会議で検討し対応している。</p>	

項 目			評価結果
43	②	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
着眼点	○ ア	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	○ イ	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
	○ ウ	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	○ エ	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	
	○ オ	評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。(保育所)	
コメント	<p>定期的な指導計画の評価・見直しについては、計画をもとに月案の場合は月末に評価・反省され次月の計画を作成する手順となっている。年2回の個人面談や子どもの送迎時などにおいて保護者の意向を把握し、計画については毎月のクラスだよりに「ねらい」を記載し、必要時は口頭で説明するなど情報提供している。計画は各クラスに張り出し、職員は常に確認しながら保育できるようにし、記録は事務所で行い、保管され、職員会議で情報共有している。週案には日々の計画が具体的に記載され、計画に沿った保育を実践し、子どもたちの状況により園外活動へ変更するなど職員が柔軟に対応していることが記録されている。指導計画の様式に評価や反省、課題などが記入され、次月の計画に反映している。</p> <p>指導計画については、見直しの時期や保護者の同意を得るための手順、標準的な実施方法への反映など、東京本部と連携した組織的な仕組みの策定が望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	①	子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
判断基準	a	子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b	子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c	子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。	
着眼点	○ ア	子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。	
	○ イ	個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。	
	○ ウ	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
	○ エ	保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	
	○ オ	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。	
コメント	<p>子どもに関する保育の実施状況の記録と共有化については、保育日誌など、東京本部の統一した様式を使用して記録されている。個別の指導計画にもとづく保育として、例えば、0歳児の4月の週案に園内散歩やおもちゃ遊びが記載されており、計画に沿って適切に保育され記録されている。月間指導計画のねらいは、2点を記載することがルール化されており、評価や反省についてもそれぞれに課題を明確に記入し、次月に繋げて対応している。保育内容の記録は、誰が読んでも理解できるように書くことを基本とし、書き方に差異が生じないように主任や園長が指導やアドバイスを行っている。東京本部のマニュアルをもとに、園内のアクシデントや日々の保育情報の流れが迅速に園長に届く仕組みとなっている。東京本部より定期的に全国のアクシデント情報が入り、リーダー会や職員会議で共有して予防対策に活かされている。保護者の情報などは、その都度、園長が分別の判断を行う仕組みとなっており、必要な情報は連絡ノートにより職員間で共有している。</p> <p>記録する職員で記録の内容や書き方に差異が生じないよう記録要領の作成や職員への指導など、さらなる工夫が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
45	②	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、管理が行われているが、十分ではない。	
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
着眼点	ア	個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	
	イ	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
	ウ	記録管理の責任者が設置されている。	
	エ	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
	オ	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
	カ	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	
コメント	<p>子どもに関する記録の管理体制については、東京本部の個人情報保護方針マニュアルに記載されている。記録管理の責任者は園長となっており、最終的に園長決済を得る手順で行われている。職員は基本的に事務所で記録を行い、記録保管も事務所となっている。職員は、入社前職員研修において個人情報を第三者に漏洩しないことなどが強く求められており、園内勉強会でマニュアルの読み合わせも実施しており、保護者などの個人情報保護や守秘義務などについて遵守している。保護者に対しては、入園時の重要事項説明書において、個人情報の利用や写真等の取り扱いにおけるプライバシー保護等について説明されている。</p> <p>子どもに関する記録の管理体制が確認できないことから、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定の策定が望まれる。</p>		
A-1 保育内容			
A-1-(1) 保育課程の編成			
46	A①	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b
判断基準	a	保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成している。	
	b	保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成しているが、十分ではない。	
	c	保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ編成していない。	
着眼点	ア	保育課程は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとりあへて編成している。	
	イ	保育課程は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。	
	ウ	保育課程は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。	
	エ	保育課程は、保育に関わる職員が参画して編成している。	
	オ	保育課程は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。	
コメント	<p>保育所の理念、保育の方針や目標にもとづく子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じた保育課程（新指針では「全体的な計画」という。）については、児童憲章や児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をふまえて編成されている。新保育指針実施に伴い、全体的な計画として、保育理念や保育方針、育みたい資質・能力、施設の目標や年齢ごとの子どもの保育目標として、乳児から5歳児の育ちを見通した子ども像、身につけてほしい資質や能力にもとづいて乳児から5歳児の育ちを見通した計画が立てられている。計画は子どもの発達過程や、子どもと家庭の状況などを考慮して編成されている。東京本部が検討し、作成された全体的な計画に、食育と地域交流に考慮した内容が園長によって追加して作成されている。</p> <p>全体的な計画の編成への職員の参画、及び定期的な評価・見直しが望まれる。</p>		

項目		評価結果
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
47	A② ①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。 a
判断基準	a	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
	b	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
	c	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
着眼点	○ ア	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
	○ イ	保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
	○ ウ	家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
	○ エ	一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
	○ オ	食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
	○ カ	手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。
コメント	<p>生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境整備については、室内の温度や湿度、換気、採光、音などの環境は、各部屋の子どもの体感できる低い位置に温・湿度計を設置し適切に保たれている。保育室等は保育室衛生マニュアルに沿って衛生管理が行われている。全園児の昼寝用に敷物（布団類）が施設で準備され、シーツは週1回施設で洗濯し、乳児～1歳児の布団の洗濯を毎月外注して衛生管理に努めている。早番・遅番時間において、乳児と幼児をコーナー別で保育し、各クラスで過ごす場合には、パーテーションを使用し、一人ひとりの子どもが、体調や子どもの生活リズムで過ごせるよう環境が整えられ、落ち着ける工夫がされている。乳児～3歳未満児については食事コーナーや睡眠コーナーがあり、睡眠時にはカーテンを閉めて心地よい空間が確保されている。乳児室ではおむつ交換台が、トイレ近くに配置され、食事や活動の場から離れているので、保育士と一対一でおむつ交換ができる場が確保されている。園庭には低年齢用の滑り台や砂場等が設置されている。幼児の手洗い場やトイレは明るく清潔で子どもが利用しやすい設備を整え安全への工夫がされている。</p>	

		項 目	評価結果
48	A③	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
	判断基準	a 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	
		b 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。	
		c 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。	
	着眼点	○ ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。	
		○ イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
		○ ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	
		○ エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	
		○ オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
		○ カ せかず言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
	コメント	<p>一人ひとりの子どもの受容と子どもの状態に応じた保育については、入所面談で、子どもの発達や状況を保護者から聞き取り、日々の保育において子どもの気になる事などは定期的に職員間で話し合い、共有して保育を行っている。乳児や3歳未満児では、一人ひとりの個別のねらいと内容、配慮事項や評価、課題について、保育者と子どもの愛着関係が築かれる様子や子どもが安心して自分の気持ちが表現できるような保育、保育者が子どもの内面を理解し、一人ひとりに合わせた援助や配慮が明示されている。1歳児が2階の2歳児クラスに進級する際に、4月以降2階の部屋で過ごすことへの慣らしが年間計画の4期に「2歳児クラスに遊びに行ったり、交流したりして進級する期待感や楽しみなどが味わえるようにする」と明示し、発達過程をおさえた保育目標が記録されている。調査時においては幼児クラスでの給食時に順番やお代わり等無理強いせず、どうしても食べきれない子どもに対しては「明日は頑張ろうね」と声をかけて、子どもの気持ちに寄り添って進められている。当日の当番さんが食べ終わるのが遅いため、終わりの挨拶を希望者を募って実施させ、全員を待たすことなく、子どもたちの状況に添って対応している。</p> <p>保育者の声量について、子ども一人ひとりに語り掛ける声の大きさを意識しながら保育することを期待したい。</p>	

項 目			評価結果	
49	A④	③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
判断基準	a	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。		
	b	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。		
	c	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。		
着眼点	○	ア	一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
	○	イ	基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
	○	ウ	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	
	○	エ	一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
	○	オ	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	
コメント		<p>子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境整備と援助については、全体的な計画で、基本的な生活習慣の自立に向けて、保育目標として、乳児は「一人ひとりの子どもの状態に応じて子どもの要求を適切に満たしながら、ふれあい、応答的なかわりを行う。」等、0～5歳児までの保育目標が明示されている。乳児から3歳未満児は、個別計画に基づいて子どもの実態に応じた保育が実施されている。排せつや着脱の自立に向けては、1歳児は「自分でやってみよう」とする気持ちを受け止め、マットの上でズボンをはくことを支援するとしている。2歳児ではパンツやズボンを自分ではくことに取り組んでいる。食事は、全クラス、発達に合わせたテーブルや椅子が用意されている。乳児や1歳児クラスでは、自分で食べることに挑戦できるように、食べこぼしで食事が中断しないようシリコンの食事用エプロンを取り入れて工夫している。食後は口拭きタオルが一人ひとりに用意され、乳児や1歳児は保育士に拭いてもらい、2歳児は年度後半から自分で鏡を見ながらティッシュで拭く取り組みがされている。幼児クラスでは、食事から歯磨きへと自ら進んで行動し、一人ひとりの子どもの状態に応じて箸を使用している。保健計画に「手洗い・うがい、歯磨き」の取り組みを位置づけ、子どもが自ら取り組み習慣化できるよう実施している。乳児は子どもの状態に応じて、睡眠時間を確保し、1歳児も11時半までには食事を終えて睡眠時間を確保している。</p> <p>乳児クラスでのオマルの使用について、昼寝コーナーで使用している場面があり、排せつはトイレ近くなど特定の排せつ場所での習慣づけが望まれる。なお、全クラスにおける着替えの場面で、プライバシーへの配慮の工夫が望まれる。</p>		

		項 目	評価結果
50	A⑤	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
	判断基準	a 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	
		b 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。	
		c 子どもが主体的に活動できる環境の整備や子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。	
	着眼点	<input type="radio"/> ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。	
		<input type="radio"/> イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。	
		<input type="radio"/> ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	
		<input type="radio"/> エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。	
		<input type="radio"/> オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。	
		<input type="radio"/> カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	
		<input type="radio"/> キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。	
		<input type="radio"/> ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。	
		<input type="radio"/> ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。	
		<input type="radio"/> コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。	
	コメント	<p>子どもが主体的に活動できる環境整備や子どもの生活と遊びを豊かにする保育の展開について、乳児は、主体的な活動の基盤づくりとして、1対1の関わりの中で欲求や要求を優しく受け止められている。3歳未満児では、身の回りのことが自分でできるような環境の中で「自分でできる」ことを保育者に見守られ励まされながら、自発性が発揮できるよう援助している。3歳以上児では、クラスの活動の中で、子どもがやりたいこと、やりたくないことが主体的に選べるような場が遊びや生活に用意され、自己選択できる環境がある。遊びの中で、進んで身体を動かすことができるような援助として、全クラス週2回以上、散歩や園庭で砂遊びや探索活動等を取り入れ、室内では発達に応じて階段の上り下りや、屋上で体を動かせるような取り組みがなされている。子どもは園庭遊びや散歩を通して、身近な自然と触れ合うことができるようにしている。雨天時でも室内で体育用具を使った運動遊びが行われている。登降園時の異年齢で過ごす中で、自分より幼い子や年上と関わることで、相手に合わせた遊びの内容や遊び方の工夫ができるよう保育士が援助している。夏祭りは神輿を担いで地域を練り歩き、ハロウィンでは、近隣の高齢施設を訪問するなど、地域とつながる取り組みをしている。お遊戯会に向けて4歳児は浦島太郎の劇に取り組み、廃品を利用して小道具を作ったり、ままごと遊びを通して様々な活動を体験できるよう工夫している。</p> <p>4歳児クラスでは青虫を育てているが、全体的に小動物や植物など、自然を身近に感じる環境の整備が望まれる。</p>	

		項 目	評価結果
51	A⑥	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	着眼点	○ ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
		○ イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
		○ ウ 子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。	
		○ エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
		○ オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
		○ カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
	コメント	<p>乳児保育における養護と教育の一体的な展開のための環境整備と保育の内容や方法への配慮について、全体的な計画や年間、月間、週案は個人差に配慮した指導計画になっている。一人ひとりの子どもに応じた保育が生活記録簿(日誌)に記録されている。子どもが安心して保育所生活に慣れるように入園当初は、登園時受け入れから個別の対応を行い、午前寝の子への配慮やおむつ交換への配慮、睡眠が浅い子に対して安心できる対応、冷凍母乳の取り扱い等が具体的に計画に明示され、職員間で共有されている。特定の職員が、おむつ替えや抱っこをしたときは、子どもの表情や不安な気持ちを受け止め、優しく話しかけ、応答的に関わるのが職員間で共有され、保育士との愛着関係が持てるよう配慮されている。散歩車などを使って、園庭遊びや近所の散歩など自然に触れる機会を設けている。家庭との連携については、保育所での日々の子どもの状況や様子などが、連絡帳や送迎時の伝達で行われている。月案や週案において、一人ひとりの育ちの課題や配慮など適切に記録され、複数担任で周知している。</p> <p>年間指導計画や月間指導計画、週案の作成は、新指針による1歳未満の乳児の3つの教育視点で、満1歳からは教育の五領域の視点で作成することが望まれる。週案と月案について「部屋の環境構成の図等」の記載を期待したい。</p>	

項 目			評価結果
52	A⑦	⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
着眼点	<input type="radio"/> ア	一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。	
	<input type="radio"/> イ	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	
	<input type="radio"/> ウ	子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	
	<input type="radio"/> エ	子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。	
	<input type="radio"/> オ	保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。	
	<input type="radio"/> カ	様々な年齢の子どもや保育士以外の大人との関わりを図っている。	
	<input type="radio"/> キ	一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	
コメント	<p>3歳未満児の保育における養護と教育の一体的な展開のための環境整備と保育内容や方法への配慮について、1歳児は、4月の2週目で園庭遊びやリズム遊び、滑り台を取り入れ、自分から動きたいと思う子どもの気持ちを大切にしている。園庭や廊下での探索活動が十分にできるよう安全面に配慮され、楽しみながら歩行が完成できるような取り組みをしている。食事や排せつ、着脱を自分でしようとする気持ちを大切に、スプーン等が使える様子が見られた。2歳児では、ブロック遊びやままごと遊び、指スタンプ等、子どもが自発的に取り組めるような教材を用意し、子どもの発達に合わせて援助している。自分でやり遂げたことを認め、自信につながる取り組みをしている。玩具の取り合いでは、保育士は子どもの思いを受けて止め、どうしたらよいのか丁寧に伝えている。登降園時や土曜日の合同保育では、異年齢の子どもと関わっている。家庭との連携については連絡帳で情報を共有し、子どもの状況について必要があれば保育士が直接話し合うこともしている。</p> <p>保育室の環境と子どもの状況や保育士の関わり等は、個別の計画や月案、週案等に記録されているが、子どもの発達や状況等月案のねらいに対して評価・反省の記録の整合性が望まれる。月案において「部屋の環境構成の図等」の記述を期待したい。</p>		

項 目			評価結果
53	A⑧	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	着眼点	○ ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
		○ イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
		○ ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。	
		○ エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	
	コメント	<p>3歳以上児の保育における養護と教育の一体的な展開のための環境整備と保育内容や方法への配慮については、子どもの情緒が安定するように登園後、自分のやりたい遊びに取り組めるよう、部屋に遊びをコーナー別に整えている。3歳児では、友達とままごとやドミノなどを使ってごっこ遊びを通して仲間の一人として自覚が生じる活動が見られる。廊下の壁面に子どもの作品が子どもが見える高さに掲示して、自分の作った作品を自分や友だちと一緒に肯定できる環境が整備されている。水遊びやリトミックなど体を動かす遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士が適切に関わっている。4歳児は、生活習慣を身に付け次第に見通しをもって行動できるように、生活や遊びの中で必要なルールやマナーを知り守ろうとするような援助がされている。訪問調査時は、発表会に向けた協同の取り組みとして、浦島太郎の劇に使う小道具づくり子どもたちが積極的に取り組み、鍵盤ハーモニカを使った演奏にも取り組んでいた。</p> <p>保育室の環境と子どもの状況や保育士の関わり等は、個別の計画や月案、週案等に記録されているが、子どもの発達や状況等、月案のねらいに対して評価・反省の記録の整合性が望まれる。月案において「部屋の環境構成の図等」の記述を期待したい。</p>	
54	A⑨	⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
	判断基準	a 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。	
	着眼点	○ ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	
		○ イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	
		○ ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。	
		○ エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	
		○ オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	
		○ カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	
		○ キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	
		○ ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
	コメント	<p>障害のある子どもが安心して生活できる環境整備と保育内容や方法への配慮については、障害のある子どもが安心して過ごせる環境が整備されている。配慮を必要とする子どもが1名おり、クラスの子どもの受け入れられ、遊びや活動が進められている。3名の保育士は発達障害の研修を受講している。保護者の思いを受け止め、保護者からの悩みや子育てについて共有し、保育所においても保護者の思いに添った保育が実施されている。</p> <p>町の「育ちの支援センターいっぽ」による、半年間の指導を受け、その後必要な知識や助言を得ているが、予想される活動と健常児との関わりや配慮など、個別指導計画にもとづいた支援が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
55	A⑩	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
判断基準	a	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	長時間にわたる保育のための保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。	
着眼点	○ ア	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	
	○ イ	家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。	
	○ ウ	子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。	
	○ エ	年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。	
	○ オ	保育時間の長い子どもに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
	○ カ	子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。	
	○ キ	担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
コメント	<p>長時間にわたる保育の環境整備と保育内容や方法への配慮については、指導計画に長時間保育についての位置づけが明確にされ、各クラスの計画は具体的な内容となっている。1歳児の部屋で実施され、食事ができるコーナーや横になりゆったり過ごせる等の環境となっている。子どもの状況に応じて、乳児には乳児用など、各年齢対応の玩具が用意され、様子を見ながら年齢の異なる子どもと一緒に、合同で過ごせる工夫をしている。補食も毎日2品用意されている。保育士間の引き継ぎは延長保育日誌と各クラスから提出される伝言票を使用して、日々の延長保育が行われている。保護者とクラス担当との連携は、各クラス個別の伝言票にもとづいて連携が取れるようにしているが、必要に応じてクラス担当が直接保護者に報告するなど配慮している。</p>		
56	A⑪	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	c
判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
	b	小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
	c	小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮していない。	
着眼点	ア	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。	
	イ	子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
	ウ	保護者が、小学校以降の子どもたちの生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
	エ	保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。	
	オ	施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。	
コメント	<p>保育所の全体的な計画には5歳児の保育が位置づけられているが、現在は4歳児までの保育を実施している。次年度から5歳児保育を実施する予定がある。5歳児保育を始めるにあたって、小学校との連携と就学を見通した指導計画に、保育内容や方法、保護者との関わりへの配慮について設定し、それにもとづく保育が行われることが望まれる。</p>		

項目		評価結果
A-1-(3) 健康管理		
57	A⑫	① 子どもの健康管理を適切に行っている。 a
判断基準	a	子どもの健康管理を適切に行っている。
	b	子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
	c	子どもの健康管理を適切に行っていない。
着眼点	○ ア	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
	○ イ	子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
	○ ウ	子どもの保健に関する計画を作成している。
	○ エ	一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
	○ オ	既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
	○ カ	保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
	○ キ	職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
	○ ク	保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。
	コメント	子どもの健康管理については、常勤の専任看護職員が配置され、看護師を中心に保育園業務マニュアルや看護師業務マニュアルに沿って子どもの心身の健康状態を把握している。日々の保育において、子どもの発熱やケガなどの体調変化時は保護者に連絡するとともに、必要時は受診させたり保護者の迎え時までは様子を観察し、事後の確認も含めて保健日誌に記録している。看護師が年間保健指導計画を作成し、1期(3か月)毎に評価と反省などを記録している。各担任は子どもの変化や状態を常に把握しており、必要な情報は伝言票に記入して職員に周知・共有している。既往歴や予防接種の状況など子どもの健康状態に関わる情報の収集については、年2回定期的に家族に記載してもらい把握する体制を整えている。入園のご案内(重要事項説明書)に運営理念や健康に関する方針などが記載され、入園時に保護者に説明している。毎月の「ほけんだより」や「園だより」で情報を発信し、感染症などが発生した場合は速やかに玄関の伝言板で報告している。乳幼児突然死症候群(SIDS)については、職員研修などで周知され、子どもの午睡時、0歳時クラスは5分、1歳児は10分、2歳児は15分ごとに午睡状況を確認している。家族に対しては、「ほけんだより」などで情報を提供している。
58	A⑬	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。 a
判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
	b	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
	c	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
着眼点	○ ア	健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
	○ イ	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
	○ ウ	家庭での生活に生かされるよう、保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。
	コメント	健康診断や歯科健診の結果については、毎年6月と11月に健康診断と歯科健診が行われ、その記録は、個人健康記録票と歯科検診票に記載され、職員会議で報告して事務所に保管している。健診の結果、肥満傾向のある子どもについては、食事量を調整するなどが検討されている。歯科健診後は、歯磨き指導や歯磨きなどに関する絵本の読み聞かせ、手洗いなど、日々の保育に反映している。健康診断や歯科健診の結果は、看護師から「お手紙」として保護者に報告し、また、家庭生活で生かされるよう、「ほけんだより」や「園だより」で情報を提供している。

項 目			評価結果
59	A ⑭	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	
	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	
	c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。	
着眼点	○ ア	アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○ イ	慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○ ウ	保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	
	○ エ	食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
	○ オ	職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
	○ カ	他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
コメント	アレルギー疾患や慢性疾患等のある子どもについては、東京本部の食物アレルギー対応マニュアルに沿って適切な対応を行っている。慢性疾患などの子どもは、医師の指示のもと、看護師を中心に対応している。例えば、喘息ぎみの子どもは走らせないように気配りし、卵アレルギーなどの子どもは、栄養士や調理師による食事管理はもとより、日頃より保護者と連携し、必要時は保護者と面談するなどして家庭生活にも配慮している。慢性疾患やアレルギーについては、看護師や栄養士を中心にリーダー会や職員会議で話し合いや学習が行われており、職員は知識や情報を得ている。食事時は、アレルギーのある子どものテーブルを離し、アレルギー名を記入したプレートや対応職員のエプロンも色分けしている。特にアレルギー対応職員は、他の一般食に触れないなど細心の注意を払っている。子ども本人や他の子どもにもわかりやすく説明したり、入園時に保護者にも伝えている。給食だよりや食育の取り組みを通して他の子どもや保護者の理解を図っている。		

項目		評価結果
A-1-(4) 食事		
60	A⑮	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 a
判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。
着眼点	<input type="radio"/> ア	食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
	<input type="radio"/> イ	子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
	<input type="radio"/> ウ	子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
	<input type="radio"/> エ	食器の材質や形などに配慮している。
	<input type="radio"/> オ	個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
	<input type="radio"/> カ	食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
	<input type="radio"/> キ	子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
	<input type="radio"/> ク	子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。
コメント	<p>食事を楽しむことのできる工夫については、栄養士が中心となり、乳児は月単位、1歳からは年4回（期ごと）食育計画が作成され、食に関する取り組みを行っている。落ち着いて食事がとれる工夫として、食事を待っている間は、絵本を読んだり唄を歌いながら過ごし、完食カードスタンプによる楽しみもある。食が細い子どもには、達成感を味わえるように食事量を加減したり、お箸を使うことが困難な子どもには、お箸とスプーンを準備して無理のない範囲で促している。食事を食べようとしなない子どもには、職員が付き添って援助している。2歳までは副菜をワンプレート食器で提供している。3歳児からは家庭に近い重みのある陶器（陶磁器）を使用し、落としたり割れることから物を大切にすることを培っている。おやつには子どもの好きな手作りケーキや旬の果物を提供し、完食遊びや生野菜をちぎるなど、食育で体験することで野菜を食べるようになった事例もある。プランターにネギやゴーヤーを子どもと一緒に植え、水やりの世話をし、収穫後は食材として使用することで食への関心を促している。毎年、給食試食会を開催し、保護者に試食してもらい、栄養士が食に関する講和を実施しており、家族から「レシピがほしい」との要望もある。</p> <p>子どもが楽しく、落ち着いて食事がとれる環境・雰囲気づくりのさらなる工夫が期待される。</p>	

項 目			評価結果
61	A⑯	② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
判断基準	a	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	
	b	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
	c	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	
着眼点	○ ア	一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した献立・調理の工夫をしている。	
	○ イ	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
	○ ウ	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
	○ エ	季節感のある献立となるよう配慮している。	
	○ オ	地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
	○ カ	調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。	
	○ キ	衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
コメント	<p>子どもがおいしく安心して食べることのできる食事提供については、発育状態やアレルギーなどの体調を考慮し、ご飯をおかゆにしたり、牛乳をお茶に変更するなどして対応している。毎日食事状況や残食をチェックして記録するとともに、検食記録や献立実施記録も踏まえ、片栗粉をまぶすことで肉を柔らかくして食べやすい工夫をしている。献立は東京本部から送付され、行事食や季節の食材を多く使用し、毎月ランチ会が行われ、沖縄の行事食としては沖縄独特のムーチー作りのみを行っている。栄養士は日頃から各保育室に出向き、食事の様子を観察したり子どもたちの話を聞くようにしている。毎月食育クッキングを行っており、お好み焼き風芋もちやホットケーキを作り、勤労感謝の日は調理員も参加して子どもと交流している。厨房の衛生管理については調理室衛生マニュアルに沿って、調理や掃除など適切に行われている。</p> <p>子どもが地域の行事や食文化の理解を深める手立ての一つとして、地域の食材や地域の行事食を取り入れた献立が望まれる。</p>		
A-2 子育て支援			
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
62	A⑰	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
判断基準	a	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	
	b	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
	c	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。	
着眼点	○ ア	連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	
	○ イ	保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
	○ ウ	様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。	
	○ エ	家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
コメント	<p>子どもの生活を充実させるための家庭との連携については、乳児や1・2歳児までは連絡帳で、幼児は連絡ノートや送迎時に、子どもの発達や体調、保育の様子などの日常的な情報交換が行われている。保育の目標や保育内容について、外国生まれの保護者と離乳食の進め方について、看護師なども参加して丁寧に理解を得る対応をしている。保護者に対しては、個人面談や給食試食会、保育参観等、毎月保護者が参加できる行事を計画して、子どもの成長を家庭と共有するように努めている。園だよりやクラスだよりを定期的に発行し、子どもの様子を積極的に発信している。家庭からの質問や疑問は、職員会議などで共有し、職員連絡ノートに記入して周知している。</p>		

項目		評価結果
A-2-(2) 保護者等の支援		
63	A⑱	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。 b
判断基準	a	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
	b	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
	c	保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。
着眼点	○ ア	日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
	○ イ	保護者等からの相談に応じる体制がある。
	○ ウ	保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
	○ エ	保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
	○ オ	相談内容を適切に記録している。
	○ カ	相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。
コメント		<p>保護者が安心して子育てできる支援については、日々の送迎時に2歳児までは連絡帳を利用し、3歳以上はシール帳以外にノートを使って、子どもの保育所や家庭での様子や成長を伝え、保護者との信頼関係を築く取組を行っている。保護者に対しては、年2回の個人面談や試食会、親子遠足、保育参観等毎月保護者が参加できる行事等が計画されている。運動会やお遊戯会などの保育所行事後は保護者へのアンケートを実施し、運動会では「子どもだけのプログラムを増やしてほしい」、お遊戯会では「舞台がほしい」等の意見があり、翌年の行事に生かしており、保護者からの意見や相談等に応じる体制がある。保育所の特性を生かして、離乳食の進め方や夜目覚めの多い子など相談支援等に取り組んでいる。</p> <p>保護者からの相談に対しては、主任や園長が助言できる体制があるが、相談内容は記録をすることが望まれる。</p>
64	A⑲	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 b
判断基準	a	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
	b	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
	c	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
着眼点	○ ア	虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
	○ イ	虐待等権利侵害の可能性がある職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
	○ ウ	虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
	○ エ	職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
	○ オ	児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
	○ カ	虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
	○ キ	マニュアルにもとづく職員研修を実施している。
コメント		<p>家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応と虐待の予防については、虐待対応マニュアルが整備され、登園時の健康チェックや遊び、着替え、食事時間等に子どもの心身の状態と家庭での養育状況の把握に努め、子どもの様子に細心の注意を払う取組がされている。虐待等権利侵害の可能性がある場合は園長に報告し、町役場や児童相談所などに通報する等の連携体制がある。</p> <p>虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、保護者に対しては予防的に保護者の精神面や生活面の援助が、職員に対しては虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組が望まれる。現在整備されている虐待対応マニュアルに、虐待発生時の施設内での協議体制の具体的な仕組みの明示とマニュアルにもとづく職員研修の実施が望まれる。</p>

項 目		評価結果
A-3 保育の質の向上		
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
65	A⑳	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。 b
判断基準	a	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
	b	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
	c	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
着眼点	○ ア	保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
	○ イ	自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
	○ ウ	保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
	○ エ	保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
	○ オ	保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
	○ カ	保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。
コメント	<p>保育士の主体的な保育実践の振り返り(自己評価)と保育実践の改善や専門性の向上への取り組みについては、保育士が主体的に保育実践の振り返りとして、「見通しをもって生活しようとする姿が多く見られた」と子どもの育ちをとらえる視点や「一人ひとりの個人差を受け止め丁寧な保育を心がけていく事で、自己肯定感を高め、自信をもって行動できる子へと育てていけるようにする」と自ずからの保育を捉える視点をもって自己評価を定期的に行っている。自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく子どもの心の育ちや意欲、取り組み過程に配慮されている。保育士等の自己評価が互いの学び合いや意識の向上につながり、自己評価にもとづいて保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。</p> <p>「全体的な計画」、及び「保育士等の自己評価」にもとづいて保育所における施設全体の自己評価の実施が望まれる。</p>	